

## 中小企業信用保険法第2条第4項第7号の規定による 認定申請書の添付書類について

この認定は、次の3つの条件全てを満たしていることが必要です。

※詳細裏面参照

1. 「指定金融機関」（経済産業大臣告示）からの借入金残高が、「全ての金融機関」の総借入金残高の10%以上を占めていること。
2. 「指定金融機関」からの直近の借入金残高が、前年同期に比して10%以上減少していること。
3. 「全ての金融機関」からの直近の総借入金残高が、前年同期に比して減少していること。

なお、融資を受ける際にはこの認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

### 【 必要書類等 】

#### 1. 直近の確定申告書、決算書

原本をお持ちいただくとともに、

- ・直近の「確定申告書の表紙（税務署の收受印のあるもの）」のコピー
- ・直近の決算書内の「借入金及び支払利子の内訳書」のコピー
- ・直近の決算書内の「貸借対照表」のコピー、をご持参いただくと幸いです。

#### 2. 「指定金融機関」からの借入金残高証明書

- ①直近（申請日から1か月前までの期間のもの）及び
- ②直近の前年同期 \*残高証明書の基準となる日は①②は同じにしてください。

#### 3. 「全ての金融機関」からの総借入金残高が証明できる書類

\*決算書内の「借入金及び支払利子の内訳書」に記載されている全ての金融機関（日本政策金融公庫 含む）の残高証明書が必要となります。

- ①直近（申請日から1か月前までの期間のもの）の残高証明書及び
- ②直近の前年同期の残高証明書 \*残高証明書の基準となる日は①②は同じにしてください。

#### 4. 印鑑（法人一代表者印、個人一認印）

#### 5. 認定申請書(2枚)…申請書は窓口にもございます。

あらかじめ、認定申請書をお持ちの方は、申請者欄のみご記入・押印の上、2枚ご持参ください。

### 受付時間

午前8時30分～12時、 午後13時～17時

### 認定窓口・お問い合わせ

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地1(市役所第2庁舎3階)

財団法人 湘南産業振興財団(分室) 融資担当

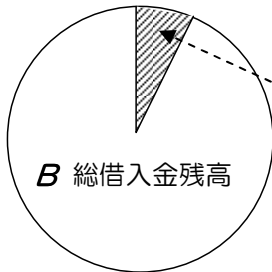
TEL 0466(50)3533

FAX 0466(25)4500

【認定基準】 次の1～3までの条件を全て満たしていること

※A からF は申請書欄と同じ項目です。

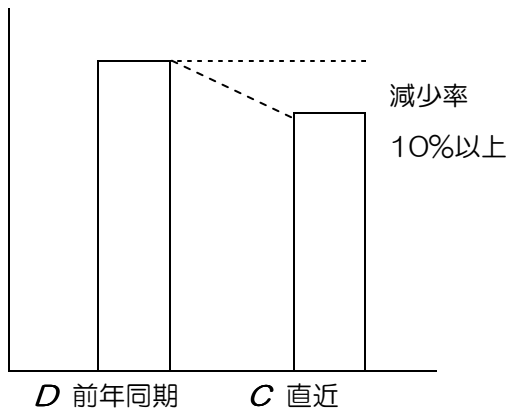
- 1 指定金融機関からの借入金残高が総借入金残高の10%以上占めている



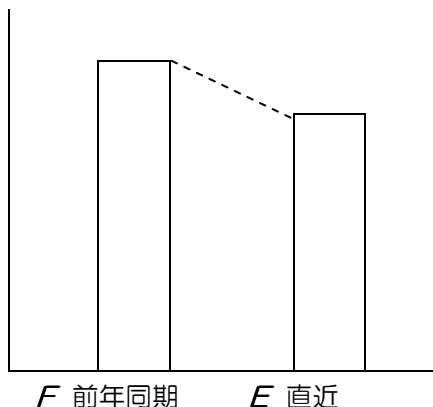
※直近（申請日から1か月前までの期間）または直近の前年同期時点のどちらでも可

A 指定金融機関からの借入金残高(10%以上)

- 2 指定金融機関からの借入金残高が前年同期比で10%以上減少している



- 3 全ての金融機関からの総借入金残高が前年同期比で減少している



※減少率は問いません

複数の指定金融機関から借入金がある場合には  
「一つの指定金融機関の借入金残高」または  
「複数の指定金融機関の借入金残高の合算」のどちらでも可